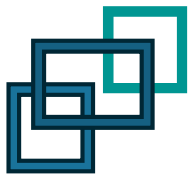


## 新規事業の取り扱い

- ・家庭支援事業
- ・こども誰でも通園制度



# 家庭支援事業

令和4年改正児童福祉法により、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業（以下、新規3事業）が創設される。また、新規3事業に子育て短期支援事業・一時預かり事業・養育支援訪問事業を加えた6事業については、児童福祉法上「家庭支援事業」と位置付けられ、令和6年4月1日より進められることになった。

地域関係の希薄化や核家族化などにより、負担や悩みを抱えている子育て世帯が多くなっている現状を踏まえ、新たに創設された。

## 新設

◆子育て世帯訪問支援事業（訪問における生活支援）

◆**児童育成支援拠点事業**（学校や家以外の子どもの居場所支援）

◆親子関係形成事業（親子関係の構築に向けた支援）

## 従来事業

### 拡充

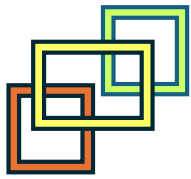
◆子育て短期支援事業

◆一時預かり事業

◆養育支援訪問事業

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ・市区町村の計画的整備
- ・子ども・子育て交付金の充当



# 1. 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活支援）

家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぐことが目的。

## ■子育て世帯訪問支援事業の概要（施行令和6年4月1日）

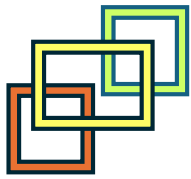
【対象者】 次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）  
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告

後述する養育訪問事業と子育て世帯訪問事業は、同じ要支援児童等に対する訪問支援であるが、家庭の状況や緊急性の違いから、抱える問題に応じた適切な支援を行う。



## 2. 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

虐待リスクが高い、不登校等、養育環境等の課題を抱える児童（主に学齢期以降）を対象に、個々の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもを守ることが事業の目的。

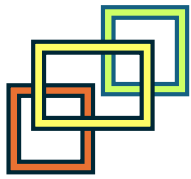
### ■児童育成支援拠点事業の概要（施行令和6年4月1日）

【対象者】 次のいずれかに該当する家庭

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等）
- ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援（地域の実情に応じて実施）



### 3. 親子関係形成事業（親子関係の構築に向けた支援）

近年は、子どもだけではなく親子関係に対する支援が図られている。親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としている。

#### ■親子関係形成事業の概要（施行令和6年4月1日）

【対象者】 次のいずれかに該当する家庭

- ①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者

【事業内容】

- ★児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるための講義やグループワーク、個別のロールプレイ等を実施。
- ★同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場の創設。



#### 親子再統合支援事業との違い

親子再統合支援事業…虐待等養育上の問題や課題に直面している親の子関係の修復や再構築に取り組むこと  
親子関係形成事業…健全な親子関係の形成に向けた支援



# こども誰でも通園制度

保育園などの従来の利用要件を緩和し、親が就労していない場合でも保育所や認定こども園、幼稚園等の施設で、月10時間までの預かりを行うことで集団生活の機会を通じ、子どもの成長を促す制度。

子どもにとっては保育の専門職がいる環境で家庭とは異なる経験ができたり、同世代の子どもなど家族以外と関わる機会が得られたりするほか、親にとっても育児負担の軽減や孤立感の解消につなげることなどが期待されている。

## ■こども誰でも通園制度の内容

### 【対象者】

- ①魚津市民であること
- ②0歳6か月～3歳未満
- ③現在、保育所・認定こども園・地域型保育事業（小規模保育・事業所内保育・家庭的保育）や企業主導型保育施設等に在籍していないこと



### 一時保育との違い

- ①一時保育には就労や病気等、利用にあたり保護者の理由が必要だが、誰でも通園制度では利用の理由は問わない。
- ②月あたりの利用日数の上限や、利用料金が異なる。
- ③一時保育には多子世帯の軽減措置があるが、誰でも通園制度にはない。